

主

文

被告人を懲役 5 年に処する。

未決勾留日数中 1 6 0 日をその刑に算入する。

理

由

(犯罪事実)

広島弁護士会に所属する弁護士であった被告人は、以下の各犯行に及んだ。

第 1 平成 2 1 年 1 2 月 1 1 日付けの広島家庭裁判所の審判により A の成年後見人に選任され、同人の財産管理業務に従事していたものであるが、

1 (令和 7 年 1 0 月 2 9 日付け起訴状記載の公訴事実)

B 農業協同組合 C 支店に開設された同人名義の普通貯金口座の貯金を同人のために業務上預かり保管中、別件遺言執行事務に係る預り金の返還として自己の用途に充てるため、平成 3 0 年 1 1 月 1 5 日、広島市 a 区 b c 丁目 d 番 e 号当時の同組合 D 支店において、同口座から 4 0 0 万円を払い戻し、

2 (令和 7 年 1 2 月 2 5 日付け起訴状記載の公訴事実第 1)

E 銀行 F 支店に開設された「A 成年後見人 G」名義の普通預金口座ほか 1 口座の預貯金を前記 A のために業務上預かり保管中、別表 1 (添付省略) 記載のとおり、自己の用途に充てるため、平成 3 1 年 1 月 1 0 日から同年 3 月 2 6 日までの間、広島市 f 区 g 町 e 番 i 号株式会社 E 銀行 F 支店ほか 1 か所において、3 回にわたり、前記 2 口座から合計 8 5 万 1 0 0 0 円を払い戻し、

3 (令和 8 年 3 月 2 6 日付け起訴状記載の公訴事実)

E 銀行 F 支店に開設された「A 成年後見人 G」名義の普通預金口座ほか 1 口座の預貯金を前記 A のために業務上預かり保管中、別表 2 (添付省略) 記載のとおり、自己の用途に充てるため、令和元年 7 月 1 0 日から令和 5 年 6 月 5 日までの間、前記株式会社 E 銀行 F 支店ほか 7 か所において、4 8 回にわたり、前記 2 口座から合計 2 3 5 7 万円を払い戻し、
もって横領した。

第2 Hらから同人らを相続人とする被相続人I及び同Jに係る遺産分割申立事件等を受任したことに関連し、被相続人Jの相続財産である不動産により生じる賃借料等の財産管理等の業務に従事していたものであるが、同財産管理のためにE銀行F支店に開設した「J相続人預り口座弁護士G」名義の普通預金口座の預金を前記Hら相続人のために業務上預かり保管中、自己の用途に充てるため、

1（令和7年12月25日付け起訴状記載の公訴事実第2）

別表3（添付省略）記載のとおり、平成31年1月11日から同年3月11日までの間、3回にわたり、広島市f区jk番1号株式会社E銀行K支店ほか2か所において、同普通預金口座から合計63万円を払い戻し、

2（令和8年3月17日付け起訴状記載の公訴事実）

別表4（添付省略）記載のとおり、令和元年9月27日から令和5年6月12日までの間、22回にわたり、広島市a区bm丁目n番o号株式会社E銀行D支店ほか4か所において、同普通預金口座から合計373万5000円を払い戻し、
もって横領した。

第3 成年被後見人Lの成年後見人であるMから前記Lの交通事故に関する損害賠償請求事件を受任し、同人に支払われるべき保険金の請求等の業務に従事していたものであるが、令和5年6月14日、N保険株式会社から同人に対する保険金の支払として、E銀行F支店に開設されたG法律事務所預り口座弁護士G名義の普通預金口座に3500万円の送金を受け、これを前記Lのために業務上預かり保管中、送金を受けた同金銭を同人に遅滞なく引き渡さなければならないのに、

1（令和8年2月27日付け起訴状記載の公訴事実）

自己の用途に充てるため、別表5（添付省略）記載のとおり、令和5年6月16日から令和6年6月27日までの間、11回にわたり、前記株式会社E銀

行F支店ほか1か所において、同普通預金口座から合計1785万円を払い戻し、

2（令和7年11月19日付け起訴状記載の公訴事実）

別件遺産整理依頼人に対する預り金の返還として自己の用途に充てるため、令和6年7月26日、前記株式会社E銀行F支店において、同普通預金口座から現金1423万4097円を払い戻し、
もって横領した。

（量刑の事情）

当時弁護士であり成年後見人や事件の代理人として業務に従事していた被告人は、成年被後見人らのため業務上預かり保管中の金銭合計約6487万円を横領した。

弁護士としての立場を悪用し、約5年8か月の長期にわたって行われた職業的、常習的犯行である。弁護士や成年後見制度に対する信頼を害した。被害額は多額である。被害者らとは無関係な飲食費、知人への援助等に費消したものであり、経緯に酌むべき点もない。

そうすると、被告人が被害者1名に対し400万円の支払をしたこと、強制競売や日本弁護士連合会の見舞金により被害の一部は補填される可能性があることを考慮しても、被告人の刑事責任は重い。前科がないこと、被告人が事実を認め反省していることなど、その他被告人のために酌むべき一般情状も考慮した上、被告人を主文の刑に処するのが相当と判断する。

（求刑 懲役7年）

令和8年6月1日

広島地方裁判所刑事第1部

裁判官

佐藤 智彦